

質問書に対する回答

工事名)関東支社管内 ETC設備工事

No.	質問箇所	質疑	回答
1	特記仕様書P4 1-6 配置技術者に 関する事項 1-6-1 配置技術者 の資格	1-6-1 ②に、監理技術者は建設業法の許可業種(電気通信工事業)に係る資格を有するものであり、さらに監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものである。とのご記載がありますが、こちらは、1級電気通信工事施工管理技士+監理技術者資格者証を持つものだけでなく、2級電気通信工事施工管理技士+監理技術者資格者証を持つものでも、要件を満たすという認識で問題ないでしょうか。	建設業法の許可業種(電気通信工事業)に係る資格であれば問題ありません。詳しくは、建設業法など関係法令をご確認ください。